

## 置き型授乳室設置促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県では、子育てしやすい環境整備の一環として、工事不要で容易に設置できる「置き型授乳室」の普及を促進するため、施設利用者又は従業員向けに置き型授乳室を設置する県内事業者に対し、予算の範囲内において、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、その購入費用等の一部に対し補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、以下の各号に定めるところによる。

- (1) 「置き型授乳室」とは、施設を改修することなく設置でき、利用者に個室空間を提供できるもので、仕様書又は取扱説明書に「授乳用」であることが明示されているものをいう。
- (2) 「工事不要」とは、既存の施設の改修を伴わないことをいう。（耐震補強のための商品固定は「工事」には含まない。）
- (3) 「県産材」とは、合法な手続を経て伐採された宮城県産の原木を県内で加工した木材製品で、県内木材関係団体で設立した「みやぎ材利用センター」が県産材として証明した製品をいう。

### (交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、以下の各号の要件を満たす事業者とする。

- (1) 県内において、施設利用者又は従業員向けに置き型授乳室を設置する法人又は団体等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (3) 本要綱施行時から交付申請書提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に掲げる資格制限の要件に該当するものでないこと。
- (4) 全ての県税に未納がないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱の別表各号に規定する措置要件に該当するものでないこと。

### (補助金額等)

第4条 補助対象となる経費及び補助金額は、別表に定めるところとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書(様式第1号)の提出期限は、知事が別に定める日までとし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 購入に係る領収書(又は見積書)又はリース契約書の写し及び補助対象経費の積算の根拠となる書類
- (2) 授乳室の仕様書又は取扱説明書
- (3) 交付申請に係る宣誓書(様式第2号)
- (4) 消費税法に関する届出書(様式第3号)
- (5) (県産材を使用した置き型授乳室の場合) 県産材を使用したことを証明するみやぎ材利用センター発行の書類の写し(指定様式)
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請時点で補助対象となるすべての条件を満たしている場合は、補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1の2号)を提出することで、第9条に掲げる実績報告に代えられるものとする。ただし、リースの場合を除く。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条第1項及び第2項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(実施状況の確認)

第7条 知事は、補助事業の実施状況の確認のため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して調査を行うことができる。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 対象となる置き型授乳室は、交付決定後に「赤ちゃんほっとステーションみやぎっこ授乳室」ステッカーを貼付すること。
- (2) 交付決定額の変更を伴う補助事業の内容の変更をする場合においては、変更承認申請書(様式第4号)により、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)により、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- (5) 補助事業者は、第14条第1項の規定に基づく期間内において補助対象授乳室を処分しようとするときは、同条第2項の規定に基づきあらかじめ

事に提出し、その承認を受けること。

- (6) 補助事業者は、第14条第3項の規定に基づく承認を受けた後、補助対象授乳室の処分をした場合において、知事の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を返還すること。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第6号によるものとする。ただし、第5条第2項による場合はこの限りではない。

(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、前条の規定により補助事業実績報告書の提出があったときは、規則第13条の規定に基づき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対しその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該命令のなされた日から15日以内に県に当該超える部分の額を納付しなければならない。
- 4 知事は、補助事業者が補助金の返還を命じられ、前項に規定する期限内に納付しない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

第11条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定による概算払いにより交付できるものとし、その請求書の様式は様式第7号によるものとする。

- 2 前項の概算払のうち補助対象経費がリース料となる場合は、9月、12月に請求できるものとし、概算払を受けようとする者は、当該月分までの補助金を交付請求することができる。
- 3 知事は、前1項の規定による請求書の提出があった場合には、当該請求書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする

(提出部数)

第12条 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、それぞれ1部とする。

(証拠書類の保存)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る証拠書類を整理し、補助事業が完了した日の属する県の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分等)

第14条 規則第21条ただし書に規定する知事が定める期間(以下「処分制限期間」という。)は、補助事業完了後、5年とする。ただし、リースの場合を除く。

- 2 補助事業者は、処分制限期間内において、補助対象授乳室を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第8号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、補助事業者宛てに通知するものとし、当該処分により収入があった場合等必要と認める場合には、期限を定めて補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を補助事業者に請求するものとする。
- 4 補助事業者は、前項の規定による知事の請求があったときは、知事が定める期日(以下「納付期限」という。)までに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を納付しなければならない。

(延滞金)

第15条 補助事業者は、前条第4項の規定により補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ぜられ、これを納付期限までに納付しなかった場合であって、知事の請求があったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(置き型授乳室の推進に係る協力依頼)

第16条 補助事業者は、置き型授乳室の推進に係る普及啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行し、令和5年度に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表

	購入		リース	
	一般の置き型授乳室(県産材以外)	県産材を使用した置き型授乳室	一般の置き型授乳室(県産材以外)	県産材を使用した置き型授乳室
補助対象経費	申請年度中(4月1日から3月31日まで)に設置された置き型授乳室の本体価格、送料、設置費		申請年度中(4月1日から3月31日まで)に設置された置き型授乳室のリース料(組立・解体・送料を含む) なお、12カ月以上設置するものに限る。	
補助対象期間			上限3年間 (1会計年度単位で交付申請を行うもの)	
補助率及び補助上限額			1/2以内 75万円	2/3以内 100万円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費に補助率を乗じた額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</li> <li>・課税事業者は消費税を除いた補助対象経費に補助率を乗じること。</li> </ul>			
補助要件	置き型授乳室に「赤ちゃんほっとステーションみやぎっこ授乳室」ステッカー <sup>*1</sup> を貼り付けていること。	左記に加え、設置する置き型授乳室に県産材が0.3立方メートル以上 <sup>*2</sup> 使用されており、「みやぎ材利用センター」から「宮城県産材証明書」 <sup>*3</sup> を発行されていること。	置き型授乳室に「赤ちゃんほっとステーションみやぎっこ授乳室」ステッカー <sup>*1</sup> を貼り付けていること。	左記に加え、設置する置き型授乳室に県産材が0.3立方メートル以上 <sup>*2</sup> 使用されており、「みやぎ材利用センター」から「宮城県産材証明書」 <sup>*3</sup> を発行されていること。

※1 「赤ちゃんほっとステーションみやぎっこ授乳室」ステッカーは交付決定の際に、必要数を配布する。ただし、交付申請時点で設置が終了している場合は、事前にステッカーを受領し貼り付けることで、交付申請書の現況写真を実績報告書のものとして用いることができる。

※2 県産材の使用量確認は、授乳室の仕様書又は取扱説明書により行う。

※3 「宮城県産材証明書」はみやぎ材利用センターにて発行されるものに限る。

(<https://miyagi-wood.jp/kensanzaisyomei/>)

様式第1号

(元号) 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者  
住所又は所在地  
名称及び代表者職氏名

(元号) 年度宮城県置き型授乳室設置促進事業補助金交付申請書

(元号) 年度において、宮城県置き型授乳室設置促進事業補助金を受けたいので、補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円 (千円未満切り捨て)

2 申請施設の概要

施設名		
施設所在地	住所	
	電話	
	メールアドレス	
施設の利用可能日時 (曜日、時間)		

3 購入(リース)する置き型授乳室の種類

申請する授乳室 (該当するものに○をつける)	1 一般の置き型授乳室の購入 2 県産材を使用した置き型授乳室の購入 3 一般の置き型授乳室のリース 4 県産材を使用した置き型授乳室のリース
---------------------------	--

4 森林環境譲与税の使用の有無 (※市町村のみ記入)

1 有 2 無

5 補助金額の算出

補助対象経費	補助率	補助金額 (千円未満切り捨て)
円		円

6 設置 (予定) 日又はリース期間

設置 (予定) 日            年    月    日

リース期間                年    月    日から            年    月    日まで

7 施設内の設置場所 (別紙として図面の添付可)

8 設置を予定している場所の現況の写真 (異なる角度の全景3枚程度)

9 添付書類

- (1) 購入に係る領収書（又は見積書）又はリース契約書の写し及び補助対象経費の積算の根拠となる書類
- (2) 授乳室の仕様書又は取扱説明書
- (3) 交付申請に係る宣誓書（様式第2号）
- (4) 消費税法に関する届出書（様式第3号）
- (5) （県産材を使用した置き型授乳室の場合）県産材を使用したことを証明するみやぎ材利用センター発行の書類の写し（指定様式）
- (6) その他知事が必要と認める書類

【担当者連絡先】

所属・氏名			
電 話		F A X	
メールアドレス			

宮城県知事 殿

申請者  
住所又は所在地  
名称及び代表者職氏名

(元号) 年度宮城県置き型授乳室設置促進事業補助金交付申請書兼実績報告書

(元号) 年度において、宮城県置き型授乳室設置促進事業補助金を受けたいので、補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、補助金の交付決定を受けた際には、この申請をもって補助事業の実績報告書といたします。

記

1 補助金交付申請額 金 円 (千円未満切り捨て)

2 申請施設の概要

施設名		
施設所在地	住所	
	電話	
	メールアドレス	
施設の利用可能日時 (曜日、時間)		

3 購入した置き型授乳室の種類

申請する授乳室 (該当するものに○をつける)	1 一般の置き型授乳室の購入 2 県産材を使用した置き型授乳室の購入
---------------------------	---------------------------------------

4 森林環境譲与税の使用の有無 (※市町村のみ記入)

1 有 2 無

5 補助金額の算出

補助対象経費	補助率	補助金額（千円未満切り捨て）
円		円

6 設置日 年 月 日

7 施設内の設置場所（別紙として図面の添付可）

8 設置を予定している場所の現況の写真（異なる角度の全景3枚程度）

※事前にステッカーを担当課から受領し、ステッカーを貼り付けた写真を添付すること。

9 補助金振込先口座名義及び口座番号

金融機関		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義人	(カナ)		
	(漢字)		

10 添付書類

- (1) 購入に係る領収書及び補助対象経費の積算の根拠となる書類
- (2) 授乳室の仕様書又は取扱説明書
- (3) 交付申請に係る宣誓書（様式第2号）
- (4) 消費税法に関する届出書（様式第3号）
- (5) （県産材を使用した置き型授乳室の場合）県産材を使用したことを証明するみやぎ材利用センター発行の書類の写し（指定様式）
- (6) 補助金の振込先口座が確認できる通帳の写し

【担当者連絡先】

所属・氏名			
電 話		F A X	
メールアドレス			

様式第2号

(元号) 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者  
住所又は所在地  
名称及び代表者職氏名

宮城県置き型授乳室設置促進事業補助金交付申請に係る宣誓書

(元号) 年度宮城県置き型授乳室設置促進事業補助金の交付申請に当たり、下記の全ての条件を満たし、補助事業者の要件を満たすことを宣誓します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- 2 本要綱施行時から交付申請書提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に掲げる資格制限の要件に該当するものでないこと。
- 3 全ての県税に未納がないこと。
- 4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱の別表各号に規定する措置要件に該当するものでないこと。

様式第3号

(元号) 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者  
住所又は所在地  
名称及び代表者職氏名

## 届 出 書

宮城県置き型授乳室設置促進事業補助金にあたり、当申請者は消費税法に規定する

免 税 事 業 者

(いずれかを＝線で抹消すること)であることを届出します。

課 税 事 業 者

※ 課税事業者の場合、補助対象経費から消費税額を除いた金額を計上すること。

様式第4号

(元号) 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者  
住所又は所在地  
名称及び代表者職氏名

(元号) 年度宮城県置き型授乳室設置促進事業補助金変更承認申請書

(元号) 年 月 日付け宮城県 指令第 号で補助金の交付決定がありました宮城県置き型授乳室設置促進事業補助金について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて承認を申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 添付書類
  - (1) 購入に係る領収書又はリース契約書の写し及び補助対象経費の積算の根拠となる書類
  - (2) その他知事が必要と認める書類

様式第5号

(元号) 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

住所又は所在地

名称及び代表者職氏名

(元号) 年度宮城県置き型授乳室設置促進事業補助金補助事業  
中止(廃止)承認申請書

(元号) 年 月 日付け宮城県 指令第 号で補助金の交付決定がありました宮城県置き型授乳室設置促進事業補助金について、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので、その承認を申請します。

記

1 中止(廃止)の理由

2 補助金の額

(1) 既交付決定額 金 円

(2) 概算交付済額 金 円

3 添付書類

※必要に応じ、適宜書類を添えること。

様式第6号

(元号) 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者  
住所又は所在地  
名称及び代表者職氏名

(元号) 年度宮城県置き型授乳室設置促進事業補助金実績報告書

(元号) 年 月 日付け宮城県 指令第 号で補助金の交付決定がありました宮城県置き型授乳室設置促進事業補助金について、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

なお、併せて交付決定額金 円の交付を請求します。

記

1 設置日又はリース期間

設置日 年 月 日

リース期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 施設内の設置場所 (別紙として図面の添付可)

--

3 設置場所の現況の写真（異なる角度の全景3枚程度及びステッカー部分）

--	--	--	--

4 補助金振込先口座名義及び口座番号

金融機関		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義人	(カナ)		
	(漢字)		

5 添付書類

- (1) 購入に係る領収書及び補助対象経費の積算の根拠となる書類
- (2) 補助金の振込先口座が確認できる通帳の写し
- (3) (リースの場合) 補助対象期間中に支払ったことを証する書類

様式第7号

(元号) 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

住所又は所在地

名称及び代表者職氏名

(元号) 年度宮城県置き型授乳室設置促進事業補助金概算払請求書

(元号) 年 月 日付け宮城県 指令第 号で補助金の交付決定がありました宮城県置き型授乳室設置促進事業補助金について、下記のとおり概算払を請求します。

記

- 1 交付決定通知額 金 円也
- 2 概算払受領済額 金 円也
- 3 今回請求額 金 円也
- 4 残額 金 円也
- 5 概算払が必要な理由

6 振込先口座

金融機関		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義人	(カナ)		
	(漢字)		

7 添付書類 (リースの場合) 支払いを確認できる書類

(元号) 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者  
住所又は所在地  
名称及び代表者職氏名

(元号) 年度宮城県置き型授乳室設置促進事業補助金財産処分承認申請書

(元号) 年 月 日付け宮城県 指令第 号で交付決定及び額の確定通知のありました宮城県置き型授乳室設置促進事業補助金に係る補助対象授乳室について、下記のとおり処分したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 処分を行う補助対象授乳室
- 2 処分の内容 該当する項目に○をつけてください。

譲渡	交換	貸与	担保供与	廃棄	その他の処分

※「その他」の場合は具体的に記入してください。

( )

- 3 処分の時期  
(元号) 年 月 日 (から (元号) 年 月 日まで)
- 4 処分の理由
- 5 処分に伴う収益

※ この申請書の提出後、県から交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する額の返還を請求されたときは、請求に応じ返還しなければなりませんので御了承ください。